

鹿追町議会改革の継続性についての決議

平成21年3月から平成26年7月までの一連の議会改革は、多くの「住民」のご意見と「鹿追町議会議員定数・報酬等及びあり方等審議会」の答申と度重ねてのご意見を踏まえて実践してきた。

しかし、依然として「議会が分かりにくい」、「見えていない」等とされる議会活動は、議会政務活動のあるべき基礎課題を明確に捉え、そこに向かって、次のことについて改革を継続することが重要である。

【鹿追町議会のあるべき基礎思想】

1. 議員の数の再考が必要

- ①「民意代表機能」の確実な実施と、「本会議中心主義から委員会中心主義への移行」「幅広い層の議員による活動」

2. 議員活動に見合う報酬への再考が必要

- ①「審議（審査）機能・議会の監視機能・政策提案機能（政策審議会）の確実な実施」「一般質問の有りようの検討」「地域への参加」

議会改革の継続とその有義性を決議する。

平成27年 3月19日

鹿 追 町 議 会

1. 「議員の数の再考が必要」の説明

① 「民意代表機能」の確実な実施

住民の代表者として、議場という公開されている場で議論し集約して議決するという決断は、住民の意思を形成するという重要な責務である。

そのために重要な役割である活発な議論と、多くの民意の聴取活動を行うことが重要である。

② 「本会議中心主義から委員会中心主義への移行」

議会活動については、議会における審議・討論を充実させる必要があることから限られた会期に集中して審議するような議会では十分に住民の意見を適切な形で行政に反映させられないことから専門性が求められている。

③ 「幅広い層の議員による活動」

住民代表と言う意味において、幅広い層から立候補でき多様な人材が議員として活動できることが望ましいことである。

2. 「議員活動に見合う報酬への再考が必要」の説明

① 「審議（審査）機能」

本会議に付議される案件、及び委員会において質疑し討論し議決するという重大な過程には、自治体の運営が多様な政策、制度のうえに成り立っており、議員は専門的な知識知見が要求される。

② 「議会の監視機能」

執行機関を検査、監督する権限、事務執行を調査する権限は、地方分権がますます進んでいく中で、議会の行政監視機能維持の強化を図っていくことが必要である。

③ 「政策提案機能」（政策審議会）

地方自治は、住民、議会、行政の3者のバランスにより成り立つものです。

住民の生活安定のためには、多くの意見を集約し実施されるべく政策の提案は「政策審議会」等を設置するなど専門職的知識知見が必要である。

④ 「一般質問」

議員個々の質問責任はもとより、政務活動費の活用結果におけるグループでの代表質問、また各常任委員会審議後の代表質問など一般質問の有りようを再考することが必要である。

⑤ 「地域への参加」

わが町の議員は、町の行事や地域行事に積極的に参加し、地域の声や課題を掌握するように心がけている政治風土がある。地域行事の応援精神と共に広聴の視点と町政の実効性確認のためにも、今後も積極的な参加が重要である。

以上に付き議会改革の継続とその有義性を説明する。